

## 令和2年3月 守口市教育委員会定例会の概要

○日時：令和2年3月30日

開会：午前10時00分～午前11時17分

### ○ 出席者

教育長 首藤 修一

#### 教育委員

教育長職務代理者 渡邊 一郎

委員 江端 源治

委員 駒田 真由美

委員 堀 俊一

#### 事務局

教育次長兼管理部長 小濱 利彦 指導部長 林 安喜夫

総務課長 宮木 勝博 学校管理課長 林 慶

学校管理課参事 小森 勝 学校教育課長 森田 大輔

保健給食課長 西本 岳史 教育センター長 中村 文俊

生涯学習・スポーツ振興課長 宮垣 義隆 ほか担当職員

○教育長 皆さんおはようございます。ただいまから、教育委員会の定例会を開会いたします。議事に先立ちまして、私から2点御報告申し上げます。

まず、1点目は、私が令和2年3月31日をもって任期満了となり、その後任として令和2年3月9日開会の守口市議会定例会において、太田 知啓氏が選任同意を受けられ、令和2年4月1日より教育長に就任されますことを御報告いたします。なお、太田氏の略歴につきましてはお手元の資料をご覧ください。2点目ですが、令和2年3月10日を持ちまして、江端教育委員が任期満了となりましたが、新任教育長と同

日の令和2年3月9日開会の守口市議会定例会において、選任同意を受けられ、再任されましたことを御報告いたします。

それでは江端委員に一言就任の御挨拶をいただきます、よろしくお願いいたします。

○委員 2期8年間、本当にいろんなことを学ばせていただきました。ありがとうございました。3期目も、また、真面目に務めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。

それでは会議に戻りまして、日程を進めてまいります。

日程第1「会期について」をお諮りいたします。本日の定例会の会議時間は、午前10時から正午までの2時間といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、会議時間は正午までの2時間といたします。

それでは次に、日程第2「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は江端委員を御指名申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 次に、日程第3「前回会議録の承認について」お諮りいたします。既に委員の皆様には、11月21日に開催しました教育委員会11月定例会会議録案、及び12月23日に開催の教育委員会12月定例会会議録案を配布いたしております。原案どおり、承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、教育委員会11月及び12月の定例会会議録案については承認することといたします。

それではここで、守口市教育委員会会議規則第9条に基づき、私から会議の運営についてお諮りいたします。

以降の審議の順序の変更と、審議の方法についてでございます。日程第7、議案第

10号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動（案）について」は、人事案件でございますので、全ての議事が終了した後、関係者のみの秘密会で審議いたしたいと思っております。また、報告第1号から第3号につきましては、全て令和2年度の機構改革に関するものでございますので、一括して報告させていただきたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長　それでは異議なしと認めまして、日程第7、議案第10号につきましては秘密会で審議することといたします。また、報告第1号から第3号につきましては、一括して御報告することとさせていただきます。

それでは次に、日程第4、議案第7号「守口市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。

議案の朗読をお願いいたします。

○事務局　議案第7号「守口市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則案」

守口市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則案を次のとおりとする。

令和2年3月30日提出　守口市教育委員会教育長　首藤修一。

○教育長　それでは、議案の説明をお願いいたします。

○事務局　それでは、議案第7号「守口市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則案」について、説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書1ページ、2ページを御参照ください。

本規則につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されますことから、議案書2ページの新旧対照表のとおり、守口市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容としましては、1点。

第1条の趣旨について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条番号が改められることから、「第47条の6」を「第47条の5」に変更するものでございます。

以上、まことに簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

御意見、御質問がないようでございますので、採決いたしたいと思っております。

議案第7号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第7号につきましては、原案どおり承認いたしました。

それでは次に、日程第5、議案第8号「守口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程案」を議題といたします。

議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 議案第8号「守口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程案」

守口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程案を次のとおりとする。

令和2年3月30日提出 守口市教育委員会教育長 首藤修一。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案第8号「守口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程案」につきまして、説明申し上げます。議案書3ページから4ページでございます。

令和2年4月1日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行され、従来の臨時的任用職員が、会計年度任用職員に改められます。それに伴い、守口市教

育委員会事務決裁規程の改正が必要となるものでございます。

具体的な改正内容といたしましては、4ページの別表第1に規定する専決事項の1について、「臨時的任用職員の雇用に関する事」を「会計年度任用職員の雇用に関する事」に改めるものでございます。なお、本規程の改正につきましては、地方自治法及び地方公務員法の改正に合わせて、令和2年4月1日をもって施行しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、守口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程案についての御説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

御意見、御質問がないようでございますので、採決といたしたいと思っております。

議案第8号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第8号につきましては、原案どおり承認いたしました。

次に、日程第6、議案第9号「守口市教育委員会電気工作物保安規程の一部を改正する規程案」を議題といたします。

議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 議案第9号「守口市教育委員会電気工作物保安規程の一部を改正する規程案」。

守口市教育委員会電気工作物保安規程の一部を改正する規程案を、次のとおりとする。

令和2年3月30日提出。守口市教育委員会教育長 首藤修一。

○教育長 議案の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは議案第9号「守口市教育委員会電気工作物保安規程の一部を改正する規程案」につきまして御説明申し上げます。

議案書5ページから6ページでございます。

今回の守口市教育委員会電気工作物保安規程の一部を改正する規程につきましては、令和2年4月1日付で守口市生涯学習センターが守口市立図書館に改められることに伴い、所管が教育委員会になることから必要になるものでございます。

具体的な改正内容についてでございますが、守口市教育委員会電気工作物保安規程の一部を改正する規程といたしまして、対照表の「改正前」と「改正後」の欄に掲げる規程に下線で示すように、第2条の施設において、新たに名称、守口市立図書館、位置、守口市大日町2丁目14番10号を追記するものでございます。なお、附則といたしまして、この規程は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようよろしくをお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

御意見、御質問がないようですので、採決といたしたいと思えます。

議案第9号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第9号につきましては、原案どおり承認いたしました。

次に、日程第8、議案第11号「令和2年度 めざす守口の教育(案)について」を議題といたします。

それでは、議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 議案第11号「令和2年度 めざす守口の教育（案）について」

令和2年度 めざす守口の教育（案）について、次のとおりとする。

令和2年3月30日提出 守口市教育委員会教育長 首藤修一。

○教育長 議案の説明をお願いいたします。

○事務局 令和2年度の本市の教育指針である「めざす守口の教育」につきまして  
は、2月教育委員会にて御協議いただいたところでございますが、本日改めて、主な  
変更点等を説明させていただきます。

それでは恐れ入りますが、議案書8ページから27ページを御参照いただきますよ  
うお願いいたします。

まず、11ページでは、めざす守口の教育の概要として、教育理念、基本方針、重  
点項目を示しております。教育理念、「郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際化  
社会で主体的に行動する人の育成」を図るため、学校、家庭、地域がつながる小中一  
貫教育として、社会教育関係部局と連携して推進していくことを示しております。学  
校においては、学校間連携を軸とする一貫した中学校区教育、家庭地域においては、  
育ちを支える教育コミュニティ作りに係る取組みを進めるため、5つの基本方針と1  
4の重点項目を掲げております。12ページには教育理念のもと、基本的な考え方と  
小中一貫教育について示しております。

続いて13ページは、令和2年度 教育委員会の主要施策について、連携・協働・  
信頼の3つの視点と主要施策に分けて記載しております。

主要施策につきましては、1つ目の「学力向上の取組みの推進」では、学力向上に  
かかる目標値の達成に向け、校長のリーダーシップを追加するなど、前文を変更して  
おります。2つ目の「ICT環境整備の更なる推進」につきましては、情報活用能力  
の育成を推進するために整備いたします。児童生徒1人1台の学習用端末及び校内通  
信ネットワークの内容を新規の主要施策として明記しております。3つ目の「コミュ  
ニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育の推進」については、学校運営協議会の

設置に伴い、施策名及び前文を変更しております。4つ目の「新設校の供用開始に向けた取組みと老朽化が進む学校施設への対応」については、さくら小の新校舎供用開始に向けた取組みや、学校施設整備計画の策定等、令和2年度の具体的な取組みを明記し、前文を変更しております。5つ目の「学校における働き方改革」の推進につきましては、さらに取組みを進めるため、「第2期『学校における働き方改革（全体計画）』の策定に向けた検討を行います」、などの文言を追加いたしました。6つ目の「社会教育の振興」につきましては、守口市立図書館が開館されることから、前文の変更をし、市民への図書サービスをより一層充実させることなどを明記しております。

15ページからは、学校教育に係る基本方針に沿い、重点項目とその具現化のための具体的な取組みを示しております。学校が取り組むべき具体的な内容を明確に把握し、確認をしながら取組みを進められるよう、基本方針、重点項目、そして具体的な取組みと構成しております。

基本的な考え方に大きな変更はございませんが、今年度の取組みを検証し、継続して取り組むべき内容、また、新たに取り組むべき内容を示しております。全ての教育活動においては、中学校区内の学校間連携を一層強化し、中学校区での一貫教育が推進できるよう、指導法などの研究、実践に、さらに取り組んでいくことが柱となっております。

では、15ページ以降の基本方針、重点項目、具体的な取組みを、2月教育委員会後に変更いたしました内容を中心に説明させていただきます。

15ページ、基本方針1「学力を伸ばす」では、児童生徒一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長を図るため、5つの重点項目を掲げております。リード文では、2月教育委員会で御意見をいただきましたことを踏まえ、2段落目の「各校の実状に応じた明確な目標」を、「各校の実状に応じた明確な目標値」に変更させていただいております。重点項目1「授業改善の推進」では、リード文にて、「主体的・対話的で深い学び」を通じた授業改善に努めることとおさえ、11の具体的な取組みを示し



ております。

次に、16ページの重点項目2「学習規律と言語能力の育成」では、リード文にて、学習規律の確立・育成と関連させながら、全ての教育活動での言語活動の充実、読書活動の充実、そして、英語教育の充実をおさえ、9つの具体的な取組みを示しております。具体的な取組みでは、2月教育委員会で御意見をいただきましたことを踏まえ、「⑦伝え合う目的があるコミュニケーション場面の設定（外国語活動、外国語）」を新規項目として設定させていただきました。

次に、重点項目3「自学自習力の育成」では、リード文にて、生活・学習習慣の確立に向けた家庭への働きかけ、学校での取組みをおさえ、6つの具体的な取組みを示しており、前回と変更はございません。

次に、17ページの重点項目4「支援教育の充実」では、リード文にて、きめ細やかな教育の推進、中学校区での連携強化、教職員の資質向上、指導体制の確立をおさえ、6つの具体的な取組みを示しております。

次に、重点項目5「就学前教育・保育との連携」では、リード文にて、就学前教育、及び保育の重要性に加え、既に策定されております「接続期カリキュラム」を踏まえた学校と認定こども園等との連携の推進をおさえ、4つの具体的な取組みを示しております。

続いて、18ページからの基本方針2「心を育てる」では、児童生徒が人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成を図るため、4つの重点項目を掲げております。

重点項目6「人権教育の充実」では、リード文にて、「仲間づくり」や「学級集団づくり」などの取組みの充実や、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法を踏まえた教育活動全体を通しての人権意識の醸成をおさえ、7つの具体的な取組みを示しております。

次に、19ページの重点項目7「道徳教育の充実」では、リード文にて、「特別の教科道徳」における指導と評価を一体化させた授業改善等をおさえ、7つの具体的な

取組みを示しております。

次に、20ページの重点項目8「生徒指導の充実」では、リード文にて、機能的な校内体制、日ごろからの子ども理解、市・学校いじめ防止基本方針に基づく取組み、中学校区内の連携強化等をおさえ、10の具体的な取組みを示しております。

次に、重点項目9「キャリア教育の充実」では、リード文にて、協定を結んだ大学並びに地元企業等と連携し、社会の進展に対応した教育を推進することをおさえ、6つの具体的な取組みを示しております。2月に開催いたしました校長会での意見を踏まえ、国より示された令和2年度から活用が始まる「キャリアパスポートの活用」を具体的な取組みの②として、新規項目に設定いたしました。

続いて、21ページからの基本方針3「命を守る」では、児童生徒のたくましく生きる健康と体力づくりと、安全・安心な環境づくりを図るため、2つの重点項目を掲げております。重点項目10「健康・体力づくりの充実」では、リード文にて、「体力向上アクションプラン」に基づいたR-PDCAサイクルにより、体育科授業における系統的な指導、運動機会の増進、家庭・地域との連携をおさえるとともに、「守口市立中学校に係る部活動の方針」に則り策定した、「学校の運動部活動に係る活動方針」に基づき、部活動を適切かつ円滑に実施することとし、7つの具体的な取組みを示しております。

続いて、重点項目11「安全・安心な環境づくりの推進」では、リード文にて、危機管理体制、安全管理体制の充実、保護者、地域、関係諸団体との連携をおさえ、10の具体的な取組みを示しております。

次に、22ページからの基本方針4「学校力を高める」では、明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上を図るため、2つの重点項目を掲げております。重点項目12「学校経営の改善」では、明確なビジョンの設定、地域とともにある学校づくりの展開、学校経営の改善等をおさえ、13の具体的な取組みを示しております。

次に23ページ、重点項目13「教職員の資質向上・研修の充実」では、リード文にて、「網紀の保持を徹底するとともに、不祥事防止に向けた取組みを継続的に実施し、」などの文言を追加し、9つの具体的な取組みを示しております。

最後に、24ページからの基本方針5「生涯学べる社会をつくる」では、学びと気づきを深め、豊かな心と生きる力、地域力が育つまちの実現を図るため、重点項目14「社会教育の振興」を掲げ、8つの具体的な取組みを示しております。

以上、「令和2年度 めざす守口の教育」の教育理念、基本方針、重点項目の内容全般を説明させていただきました。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。御意見、御質問はございませんでしょうか。

○委員 このめざす守口の教育を、現場の教職員にどのような方法で周知に努めておられるかをお伺いしたいと思います。

○事務局 年度始めには、校長会、教頭会を開きまして、この内容を管理職に丁寧に説明させていただきます。その後、管理職が各学校の職員会議等でこの内容を丁寧に説明してまいります。教職員はパソコンを1人1台所持していることから、教職員にこのデータを配布して、いつでも見られる環境を整え、随時この具体的な取組みが進められるように指導してまいります。以上でございます。

○委員 現場に伝わってこそ、初めて意味のあることですので、ぜひ今後も一層、この浸透に努めていっていただきたいと思います。それから、児童及び生徒、保護者の方にはどのような方法で公開をされていますか。

○事務局 児童生徒、また保護者へは、ホームページ等を活用して周知に努めてまいります。以上でございます。

○委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにございませんか。よろしいですか。

ほかに御意見、御質問がないようでございますので、採決いたしたいと思います。

議案第11号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長　それでは異議なしと認め、議案第11号につきましては原案どおり承認いたしました。

次に、日程第9、報告第1号「教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則」及び日程第10、報告第2号「守口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程」並びに日程第11、報告第3号「教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則の施行に伴う職員の異動のための措置に関する規程」につきまして、一括して議題といたします。

それでは、議案の朗読をお願いします。

○事務局　報告第1号「教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則」

教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則について、次のとおり報告する。

令和2年3月30日提出　守口市教育委員会教育長　首藤修一。

報告第2号「守口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程」

守口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について、次のとおり報告する。

令和2年3月30日提出　守口市教育委員会教育長　首藤修一。

報告第3号「教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則の施行に伴う職員の異動のための措置に関する規程」

教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則の施行に伴う職員の異動のための措置に関する規程について、次のとおり報告する。

令和2年3月30日提出　守口市教育委員会教育長　首藤修一。

○教育長　それでは、議案の説明をお願いいたします。

○事務局　それでは、報告第1号から第3号につきまして、一括して御説明申し上げます。それぞれ、令和2年度の教育委員会における機構改革に伴う規則及び規程の制定についてでございます。本来であれば、規則及び規程の制定につきましては、教育委員会の議決事項でございますが、本件につきましては令和2年3月16日に通知されました、令和2年度当初の人事異動に対応する必要があったことから、教育長に対する事務委任規則第3条第2項に基づき、教育長が臨時代理させていただき、規則及び規程を制定したため報告し、御承認いただくとするものでございます。

それでは、内容について御説明いたします。

議案書28ページから40ページをご覧くださいませようをお願いいたします。

機構改革につきましては、本市教育行政において最優先すべき課題である児童生徒の学力向上をより一層進めることと、事務局内部の事務効率をより高めることを目的に、大きく2点の改革を実施したものでございます。

1点目といたしましては、従来の教育次長を廃止し、新たに教育監を設置することといたしました。これは、現教育長の任期が本年3月31日をもって満了することを受け、後任の教育長を事務局としてより強固に支えていく体制をつくることを目的としております。なお、後任の人事につきましては、3月9日の市議会本会議において人事案件が市長から提出され、同日、議会において同意がされたところでございます。新たな教育長の経歴につきましては、お手元に配布しておりますとおり、これまで以上に全国的かつ最新の知識や情報をお持ちの方でございます。それを本市教育行政に速やかに活かしていただくためには、本市立学校の現状や、これまで取り組んできたことの成果と、積み上げてきた方法論の特長を御理解いただき、さらに学校との連携をスムーズに行うことなどが急務であると考え、教育長を支え、補佐する立場としての教育次長を教育監と改めさせていただいたものでございます。

2点目といたしましては、これまで管理部と指導部の二部制を取っておりましたが、事務局の体制を教育部として一本化し、単独部制に改めました。これまでも現教育長

の「教育委員会は1つ」であるという考えのもと、事務局といたしましては一丸となって事務執行を行ってまいりました。この考えが各課に定着したこと、また、実際に部・課をまたいで連携すべき取組みが多々あることを踏まえ、今後の教育行政の諸課題に迅速に対応するために組織の簡素化を行い、事務効率の向上を図ることを目的として行ったものでございます。

続きまして、具体的な規則及び規程の内容について御説明させていただきます。

まず、「教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則」についてでございます。この規則は、全5条で構成されておりまして、第1条では、教育長に対する事務委任規則の中の教育次長を教育監に改めております。

第2条では、教育委員会事務局の内部組織に関する規則において、事務局の管理部及び指導部を廃止して、新たに教育部を設置し、その総括担当を総務課とすることとしております。また、教育次長を廃止し、新たに教育監を設置し、その職務を規定しております。

第3条では、守口市教育委員会公印規則の管理部を教育部に改めております。

第4条では、守口市教育センター条例施行規則中の指導部長を教育部長に改めております。

第5条では、守口市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則中の、教育委員会管理部長及び教育委員会指導部長を、教育委員会教育部長に改めております。

続きまして、「守口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程」でございます。この規程は、守口市教育委員会事務決裁規程中の教育次長を教育監に改めるものでございます。また、管理部及び指導部を教育部に改めた上で、単独制に適した文言になるように修正を加えております。

最後に、「教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則の施行に伴う職員の異動のための措置に関する規程」でございます。先ほど説明しました規則の改正に

より、職員の所属部名が変更されるため、本来であれば所属の異動に係る辞令を発するところですが、本市においては分掌する事務に、異動がない規則等の改正に際しましては、辞令の発令を省略する規程を定め、事務軽減を図っていることから本規則を定め、対象となる職員に対して辞令を発しないこととするものでございます。

なお、いずれの規則及び規程につきましても、令和2年4月1日をもって施行しようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、本市教育委員会における令和2年度の機構改革に伴う規則及び規程の改正につきまして御報告させていただきます。

何とぞ御承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。何か、御意見、御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、御意見、御質問がないようですので採決いたしたいと思えます。

報告第1号から第3号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、報告第1号から第3号につきましては原案どおり承認いたしました。

次に、日程第12、報告第4号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動について」を議題といたします。

それでは、議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 報告第4号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動について」

守口市教育委員会事務局職員の人事異動について、次のとおり報告する。

令和2年3月30日提出 守口市教育委員会教育長 首藤修一。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いいたします。

○事務局 報告第4号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動について」につき

まして、御説明申し上げます。

議案書 4 1 ページから 4 4 ページをご覧くださいませよう、お願いいたします。

教育委員会事務局職員の任命につきましては、教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 7 号により、教育委員会の議決事項でございますが、市長部局と同時に通知する必要があったことから、教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項に基づき、令和 2 年 3 月 1 6 日付で教育長により臨時代理させていただき、同日付で人事異動を通知いたしました。

以上報告を申し上げ、御承認いただくものでございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。御意見、御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

御意見、御質問がないようですので採決いたしたいと思えます。

報告第 4 号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、報告第 4 号につきましては原案どおり承認いたしました。

次に、日程第 1 3、報告第 5 号「令和元年度教育費補正予算案についての意見」を議題といたします。

それでは、議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 報告第 5 号「令和元年度教育費補正予算案についての意見」

令和元年度教育費補正予算案についての意見を次のとおり報告する。

令和 2 年 3 月 3 0 日提出 守口市教育委員会教育長 首藤修一。

○教育長 議案の説明をお願いします。

○事務局 報告第 5 号「令和元年度教育費補正予算案についての意見」につつまし



て、御説明申し上げます。

議案書 45 ページから 46 ページまでをご覧いただきたいと思います。

本件の予算の繰越しにつきましては、46 ページに記載の意見のとおり、令和元年度中の工事完了を目指し、工事を進めておりましたが、小学校 2 校及び中学校 1 校のトイレの改良工事の施工業者から、新型コロナウイルスの感染拡大防止措置により、トイレ改修に必要となる便座等を製造している中国国内での製造及び物流が滞り、日本国内における供給の見通しが立たず、2 月末時点で年度内での工事完了が見込めない状況であるとの報告を受け、教育委員会といたしましても施工業者及び施工監理業者に対するヒアリングはもとより、複数の製造メーカーに状況確認等を行ったものの、部材供給のめどが立っていないとの回答を受けております。当該 3 校にかかりますトイレ改良工事等につきましては、国庫補助対象事業であるため、速やかに予算の繰越しを行う必要があることから、教育長に対する事務委任規則第 3 条第 2 項に基づき、地方自治法第 213 条第 1 項に基づく繰越明許費として、教育長が臨時に代理を行った後、3 月 6 日に開催の守口市議会定例会で御議決をいただいたことを御報告させていただくものでございます。

それでは、具体的な内容を御説明させていただきます。同ページ 1 の繰越額をご覧ください。款 教育費、1、項 小学校費、目 学校管理費では、庭窪小学校及び八雲東小学校の 2 校のトイレ改良工事に係る工事監理業務委託料、277 万 8,000 円及び工事請負費の 7,249 万 2,000 円。2、項 中学校費では、第一中学校のトイレ改良工事に掛かる監理業務委託料の 105 万 9,000 円、工事請負費の 2,513 万円で、小中学校費合計で 1 億 1 45 万 9,000 円を繰り越したものでございます。学校トイレの改良工事につきましては、対象となる既存校の小中学校 16 校のうち、入札等による業者決定に至らず、1 月教育委員会定例会において繰越しの補正予算の御議決をいただいた学校が小学校 4 校及び中学校 4 校の合計 8 校、このたびの繰越しによる学校が小中学校で 3 校となりますことから、今年度末をもって完成す

る学校が、小学校で4校及び中学校1校の合計5校となるものでございます。なお、繰り越しをさせていただきました当該3校でございますが、現状のところ、まだ部材供給のめどが立っておりませんことから、施工業者へのヒアリングを綿密に行いながら、可能な限り早期の完了に向け、調整をしまいたいと考えております。

以上、まことに簡単な説明でございますが、補正予算に関する意見報告とさせていただきます。

○教育長 説明が終わりました。何か御意見、御質問ございませんでしょうか。ございませんか。

この繰り越しはやむを得ないにしても、今後はやはりよりよい教育環境をつくるという意味で、できるだけ早くできるようにお願いをしたいと思います。また、これまでも子どもたちの教育活動にできるだけ支障がないようにやってきましたので、そこも含めて今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

何かございませんか。

ほかに御意見、御質問がないようでございますので採決いたしたいと思います。

報告第5号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、報告第5号につきましては原案どおり承認いたしました。

次に、日程第14、報告第6号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る臨時休業の措置について」を議題といたします。

議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 報告第6号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る臨時休業の措置について」

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る臨時休業の措置について、次のとおり

報告する。

令和2年3月30日提出 守口市教育委員会教育長 首藤修一。

○教育長 議案の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、報告第6号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る臨時休業の措置について」説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書48、49ページを御参照いただきますよう、お願いいたします。

去る令和2年2月27日に、内閣で開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルスの感染を早期に終息させるため、全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。本来であれば、教育長に対する事務委任規則第2条の規定により、教育委員会に諮り、議決を得るべきところですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の重要性に鑑み、緊急対応する必要があるため、同規則第3条第2項の規定により、教育長が臨時で代理して決定し、守口市立学校在籍の児童生徒における新型コロナウイルス感染拡大防止のため、学校保健安全法第20条に基づき3月2日から3月24日までの間、守口市立学校の臨時休業を行うことについて決定するとともに、児童生徒及び保護者、教職員へ周知したところでございます。

また、本日配布させていただいております資料を御参照いただきますようお願いいたします。卒業式の持ち方につきましては、卒業生、保護者、教職員のみで行うこととし、できる限り短時間での実施ができるよう内容の工夫をするとともに、感染拡大防止の措置を取るよう通知いたしました。

卒業式当日は大きな問題もなく、粛々と執り行われたとの報告を各校より受けております。

また現在、春季休業期間中の教育活動等につきましては、市内感染状況等を踏まえ、引き続き春季休業期間中においても、入学式以外の部活動等の教育活動は行わないこ

ととしております。

なお、4月8日以降につきましては、府内及び市内の感染動向等を踏まえ、また、国が示す新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン等の考え方に準拠し、教育活動等を再開する予定としております。再開に当たっては、1、感染症対策については健康観察カードを活用し、家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認を行い、登校後速やかに健康観察カードを回収し確認することとします。また、手洗い及び咳エチケットを徹底すること、多くの児童生徒が手を触れる箇所は適宜、消毒液を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つこと、児童生徒等がドアノブに手を触れる機会を少なくするため、原則、ドアを開放しておくこと、スイッチなどの取扱いは教員が行うこととし、免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心掛けるよう指導を徹底いたします。

2つ目に、集団感染のリスクへの対応につきましては、①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底。②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮。③近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えるなど、保健管理や環境衛生を良好に保つような取組みを進めていくことが重要であるため、これらを踏まえ、学校においては、人の密度を下げることには限界があり、学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場合も生じることが考えられますことから、まずは飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの指導を徹底いたします。

そして、体育館での全校集会は行わないなど、多数の児童生徒が屋内で密集する教育活動は行わないこととしております。

また今後の感染状況等により、急遽の変更がありうることを学校長には伝えております。

以上、まことに簡単な説明でございますが、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る臨時休業の措置について」の報告とさせていただきます。

以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

○委員 新型コロナウイルスに伴う臨時休業は仕方がないと思うんですが、お休みの間、学業も1カ月ぐらいお休みされていますよね。その間、単位等の対応は、プリントを渡されているのか。あとは土曜日学習授業も3月までは業者さんへお金を払ってらっしゃるわけですよね。お休みされた分はどういった対応をされているのか、教えていただけたら。

○事務局 土曜日学習につきましては3月以降も中止とさせていただきまして、その間、プリント等の配布等もしておりません。以上でございます。

○事務局 臨時休業の措置を取らせていただいている期間の土曜日学習については今現在中止させていただいておりますが、家庭での学習に向け、各学校においては臨時休業の後、速やかに一定の学習課題を児童生徒に提供させていただいております。続いて、春季休業中にも教育活動は行わないこととなっておりますことから、春季休業前にも改めて、学習課題を提供させていただいております。なお、3月2日以降に学習予定をしておりました学習内容の中で未履習になっている部分につきましては、こちらでも調査をしておりますが、各学校も学年ごとに把握をしており、令和2年度で児童生徒に過度な負担がかからないよう配慮しながら、1年間を通じて未履習をしっかりと履習していけるよう、確認をしております。

なお、小学校6年生は中学校へ進学、また中学3年生は高校へ進学しますが、小学校の6年生の未履習状況についてはしっかりと中学校にも引き継ぐよう確認をしておりますことと、また、中学3年生は未履習が発生していないということを確認させていただいております。以上でございます。

○教育長 よろしいですか。

○委員 未履習は発生していないという話が今あったんですが、休業期間の日数の扱いとしては、指導要録などにどういう形で書かれているのかを参考のために教え

ていただけませんか。

○事務局 臨時休業に係る期間につきましては、出席しなければならない日数の分から省いておりますので、出席及び欠席等の日数には含んでおりません。以上でございます。

○委員 学習に関しては、それぞれの曜日、時間について、年間35週云々というのがありますよね。それは、除いてしまうと当然、足りなくなりますよね。その解釈はどうなっているのでしょうか。

○事務局 指導要録の出席日数等につきましては、この臨時休業の要請があった後、速やかに文科省から通知がございまして、規程の35週175日という出席日数が、今回の措置で下回ることがあっても、特に法規則等に触れるものではないと示されております。また、未履習がない状況といたしますのは、中学3年生のみでございまして、他学年においては、教科によっては未履習がある状況でございますので、令和2年度以降もしっかりと各学校で履習がなされるよう、状況の把握に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○教育長 いいですか。

委員 関連するのですが、本市の中で、小学校から中学校へ上がる場合には、対応が十分可能であることはよくわかるんですが、例えば、その間で他都市へ転校するというような状況がもしあれば、全国的に休校になってるから、同じように対応すればいいと思うんだけど、そういう事態というか、事例というか、具体的に本市の小学校の6年生と中学校1年生の間での転校等による異動っていうのは現実にあったのかどうか、教えてください。

○事務局 本市から市外に転出される生徒さんというのは、そんなに多くはございませんが、私立に進学される生徒さんもおられますので、そのような個別の進学先に対しても、今各学校がまとめている未履習の一覧表を送付するように学校長とは確認をさせていただいております。以上でございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○委員 はい。結構です。

○教育長 ほか、ございませんでしょうか。

○委員 新学期に入りましたら、新型コロナウイルス対策という条件付きで学校が始まりますね。その際に、風邪等の症状が見られるときは自宅で休養するようにと。これに関しては、恐らく保護者からどれぐらいの風邪の症状でとかいう、問い合わせがあると思うんですが、そのことにはどのように対応する予定でおられますか。

○事務局 風邪症状の件につきましては、37度5分というラインもございますが、今現在拡大防止には本当に予断を許さぬ状況が続いておりますので、学校、また保護者とも共通理解を図らせていただきますのは、風邪症状、すなわちふだんの体調と比べ体調を崩している場合については自宅で休養するよう促してまいりたいと思います。その際には、欠席扱いではなく、出席すべき日数から除く、欠席とはならないような配慮もしっかりとするように、学校とは確認をさせていただいてるところでございます。以上でございます。

○委員 学校間の差が大きすぎないように、気をつけていただきたいと思います。

○教育長 ありがとうございます。ほかございませんか。

これからまたいろんな状況が変わってくると思いますので、その状況も踏まえながら、また国や府の動向も見ながら、守口市として統一した方向で、学校を指導していただきたいと思います。

ほかに御意見、御質問がないようでございますので、採決をしたいと思います。

報告第6号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは異議なしと認め、報告第6号につきましては、原案どおり承認

いたしました。

それでは次に、報告事項に移ります。報告事項「守口市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について」の説明をお願いいたします。

○事務局 「守口市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について」、御報告させていただきます。

議案書50ページから52ページを御参照いただきますよう、お願いいたします。

本市におきましては、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童、又は生徒の保護者に対する必要な援助として行う就学援助費の支給に関し必要な事項を定めるため、守口市就学援助費支給要綱を制定しております。

大きく3点の変更をいたしましたので、御説明させていただきます。1点目は、新入学児童学用品費を入学前に支給するため、第2条、児童の定義におきまして、守口市立小学校又は守口市立義務教育学校の前期課程に入学する予定者の文言を追加しております。2点目は、別表第1、援助費の費目につきましては、国の要保護児童生徒援助費支給要綱の改正に準じて、支給金額を改正いたしました。3点目は、別表第2の支給基準につきましては、保護者の給与収入総額、給与所得以外の所得金額の合計額を基準額とし、当該基準額につきましては、大阪市消費者物価指数を勘案し、毎年度見直しすることとしております。今回、物価指数0.5パーセント増加分を前年度基準に乗じて改正いたしました。

なお、施行日は令和2年4月1日としております。

以上、まことに簡単な説明でございますが、御報告とさせていただきます。

○教育長 説明が終わりました。何か御意見、御質問ございますか。よろしいですか。

それでは次に、報告事項2「守口市帰国、渡日児童・生徒自立援助通訳派遣実施要綱の一部を改正する要綱について」の説明をお願いいたします。



○事務局　それでは、「守口市帰国、渡日児童・生徒自立援助通訳派遣実施要綱の一部を改正する要綱」につきまして、報告させていただきます。

恐れ入りますが、議案書53ページ、54ページを御参照いただきますようお願いいたします。

本要綱につきましては、集中的に日本語指導を行う必要のある新渡日の児童生徒に対し、その必要性に応じた柔軟な通訳の派遣が行えるよう、また、適切な支払事務に加え、これまでに夏季休業日の日程が変更されたことに伴い、当該要綱の改正ができていなかったことについて、監査委員からの指摘に基づき、所要の改正を行う必要があることから、守口市帰国、渡日児童・生徒自立援助通訳派遣実施要綱の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容としましては、4点。

まず1点目は、第3条の派遣回数等について、第3項「派遣時間は、1回について2時間以内とする。」に「原則2時間以内とする。」と加筆。

2点目は、第6条報償金について、第2項の支払いについて、「定める月の10日まで」を「25日まで」に変更。

3点目は、同じく第6条第2項に「9月から12月までの分」を「8月から12月までの分」に変更。

4点目は、第7条の庶務について、所管課の名称を変更いたしております。

以上、まことに簡単な説明でございますが、報告とさせていただきます。

○教育長　説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に報告事項3「守口市青色防犯パトロール活動補助金交付要綱の廃止について」の説明をお願いします。

○事務局　それでは、報告事項3「守口市青色防犯パトロール活動補助金交付要綱の廃止について」につきまして、御説明申し上げます。

議案書 55 ページから 57 ページまでをご覧くださいませようお願いいたします。

教育委員会では平成 27 年度より、守口市青色防犯パトロール活動補助金交付要綱に基づき、青色防犯パトロール活動に用いる車両の運行及び維持管理に掛かる費用を補助し、地域の主体性の下、児童の下校時の安全確保及び校区の防犯対策に努めてきたところです。令和 2 年度から地域の団体と市との協調体制をさらに強化し、街頭防犯に対する啓発活動を始めとしたさまざまな防犯活動に取り組み、防犯意識を高め、より安全なまちづくりに資することを目的に、当該補助事業を危機管理室へ移管することから、守口市青色防犯パトロール活動補助金交付要綱を廃止するものです。

以上、簡単な説明ではございますが、要綱廃止についての御報告とさせていただきます。

○教育長 説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

それでは次に、報告第 4 「守口市教育財産の取得の申出について」の説明をお願いいたします。

○事務局 報告事項、教育財産の取得についての御報告を申し上げます。

議案書 58 ページから 60 ページを御参照賜りますよう、お願い申し上げます。

令和 2 年 2 月守口市教育委員会定例会において、守口市生涯学習情報センターを教育財産として取得する旨の申出提案について議決されたことから、令和 2 年 2 月 18 日付で守口市長に公有財産の取得を申し出ました。今般、それに対し令和 2 年 2 月 26 日付、守生ス第 395 号の 2 で回答がありましたことから報告いたします。

具体的な内容ですが、守口市教育財産の取得の申出についての回答として、守口市生涯学習情報センターの土地及び建物につきましては申出のありましたとおり、令和 2 年 4 月 1 日付で教育財産として所管することが妥当である。なお、所管後には、時代の変化や市民ニーズへの対応を踏まえ、新たな生涯学習活動、また、コミュニティー活動の拠点として、守口市立図書館を活用されたい旨を申し添えとの回答をいただきました。これを受け、今後は 4 月 1 日付で移管手続を行ってまいりたいと思いま

す。

以上、報告をさせていただきます。

○教育長 説明が終わりました。何か御意見、御質問、ございませんでしょうか。よろしいですね。

それでは、報告事項5「令和元年度中学生チャレンジテスト（1・2年生）結果概要について」の説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告事項5「令和元年度中学生チャレンジテスト（1・2年生）結果概要について」につきまして、御報告申し上げます。

恐れ入りますが、本日お配りしております資料「守口市の結果概要」を御参照いただきますようお願いいたします。

令和元年度中学校1年生、2年生のチャレンジテストにつきましては、令和2年1月9日木曜日に全校参加により実施され、その結果が2月27日木曜日に送付されたところでございます。

それでは、資料をもとに結果概要を御説明させていただきます。

資料の左上段には、本市の教科別の平均正答率を示しておりまして、1年生及び2年生の平均正答率を示しております。参考に記載しております大阪府と比較いたしますと、全ての教科で大阪府平均を下回る結果となっております。

中段には、各教科の観点別の結果を示しております。観点別の状況につきましては、府を1としたときの守口市の結果を示しております。

左下段では、教科別の同一集団比較としまして、平成30年度1年生時と令和元年度2年生時の平均正答率の府を1としたときの本市の状況を示しております。国語と英語は府との差が開く結果となっております。

続きまして、資料の右側に移り、御説明いたします。

右側上段には、調査教科の「授業」に対する生徒の意識についての結果を表したグラフを示しております。

下段には、教科ごとの観点別の結果と考察を示しております。

例えば、国語におきましては、「読む力」の向上を図るため、反復学習等を通して、言語についての基礎的・基本的な知識・技能を身につけつつ、複数の情報から適切な内容を的確に捉えるなどの指導の工夫が必要であること、数学では、「数学的な見方や考え方」の習得を中心とした各観点の能力の育成に向け、反復学習等を通して数量や図形についての基礎的・基本的な知識・技能を身につけつつ、習得したことを活用しながら、授業の中で生徒が問題解決のための方法や手順、理由などを論理的に説明する活動、また、その過程を振り返る活動を計画的に取り入れていく必要があることなどを、今後の各教科において授業改善を図る取組み等を示しております。

以上が結果の概要でございます。この概要も含めた調査結果につきましては、本調査の目的を踏まえ、市教委として生徒の状況把握及び教育施策の成果と課題検証の材料とすること、並びに学校としましては、生徒の状況把握及び日々の教育活動、とりわけ事業改善の検証材料とするとともに、本調査の結果分析をもとに大阪府教育委員会から提供された教科ごとの「評定の範囲」を活用し、評価活動の改善と充実を図るものであることから、市立学校に周知し、活用するものと考えております。

なお、大阪府の高校入試制度に従いまして、本調査の結果により府教育庁が作成した「評定の範囲」を活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜の調査書へ記載する生徒個別の第1学年、第2学年の評定が確定されることとなります。

最後に、各学校には、既に学校ごとの結果並びに個別の生徒の結果が送付されておりました。今後、各学校におきましては経年比較等による分析を通じた授業改善とともに、個々の生徒の既習内容の定着状況を確認し、個別の指導に生かしていくよう、指導助言してまいりたいと考えております。

学力調査に関連しまして、引き続き令和2年度全国学力・学習状況調査につきまして、御報告いたします。

資料にあります、文部科学省の写しを御参照いただきますようお願いいたします。

令和2年度の全国学力・学習状況調査につきましては、4月16日に調査が実施予定されておりましたが、3月2日からの一斉臨時休業の影響を考慮しまして、同日の実施は中止との旨の通知がございました。なお、今後につきましては令和2年度中に実施するか否かも含め、検討されることとなっております。

最後に、令和元年度の学力向上にかかる目標値の結果につきまして御報告いたします。

こちらも別紙資料を御参照ください。今年度の4月・7月・2月のアンケート調査結果をまとめたものが資料としております。

2月の調査結果より、小学校等におきましては、授業改善に係る3つの項目で、4月時点よりやや低下が見られましたが、市の目標を達成している状況でございます。

また、授業の予習・復習しているとの項目では、市の目標より15.6ポイント上回っております。

一方、1日当たりの勉強時間につきましては、目標より10.9ポイント、読書時間につきましては7.3ポイント下回り、課題が見られる状況でございました。

中学校等におきましては、授業改善に係る3つの項目で、市の目標を達成し、そのうち2項目で10ポイント以上の向上が見られました。

また、授業の予習・復習しているとの項目では、4月時点より低下が見られましたが、市の目標を達成している状況でございます。

一方、1日当たりの勉強時間は市の目標を15.5ポイント下回り、読書時間につきましては、4月時点より低下し、市の目標より10.2ポイント低い状況であり、こちらも課題が見られました。

次年度におきましては、今年度の目標値に係るアンケート結果で課題が見られた学校へ指導主事が重点的にかかわり、家庭での学習状況の改善に向けた取組みなどについて継続的に支援し、改善を図ってまいりたいと考えております。

以上、まことに簡単な説明でございますが、御報告とさせていただきます。

○教育長 説明が終わりました。何か御意見、御質問はありますか。

○委員 コロナの問題で臨時に休業措置が取られたということで、現場も非常に混乱しただけじゃなく、それぞれの家庭でも、子どもたちがどういうふうに学習に取り組んでいけばいいのかということも困っている状態がよく情報として伝わってくるわけですね。守口の場合は、先ほど説明がありましたように、家庭での課題はちゃんと提示されているとお聞きしたんですけども、小学校、中学校の守口市のデータから、問題点はやはり自学自習や読書習慣などが問題だと捕らまえておられるわけですね。ということはやはり、子どもたちが学校でしっかり勉強していても、その学びが家庭でどういうふうに結びついていくのかが非常にわかりにくい状態にあるんじゃないかということ、守口市だけじゃなくて、いろんな都道府県でもそうですし、こういうふうに臨時に休みますと言われると、とたんに困ってくると。ここでやはり、子どもたちの自学学習力の習慣化が大きく左右すると思うんですけども、今回1人1台のタブレットということで、学校でのお勉強と、家庭でのお勉強の連携というものもかなり強化されると思うんですね。タブレットの活用の方法もこれから、守口の具現化していくポイントだと思うんですけども、ぜひ、自学自習や家庭学習を、こういうふうな事態になったときこそ、子どもたちにはっきり身につけていくような教育が必要じゃないかなと思いますので、ぜひお願いしたいなと思います。以上です。

○教育長 やはりコロナで、学校教育のあり方というのが大きく問われているということですので、ぜひ、今の御指摘も踏まえて考えていただきたいと思います。

それでは、ほかに何か報告、連絡はございませんか。

○事務局 令和2年4月1日に守口市立図書館をオープン予定としておりましたが、23日に行いました新型コロナ対策本部会議での結果、感染拡大防止のため、市立図書館のオープンは5月1日以降に延期、また、もりぐち歴史館、旧中西家住宅に関しましても、4月30日まで休館することが決定したことを報告させていただきます。

なお、5月1日以降の守口市立図書館及びもりぐち歴史館の開館につきましては、

4月20日予定の新型コロナ対策本部会議で決定する予定となっておりますので、御報告とさせていただきます。

○教育長　よろしいですか。ほかにございませんか。他にないようでしたら、本日は議案第10号を残しておりますので、これより関係者のみで秘密会を行うことといたします。関係者以外は退出していただいて結構です。それでは、暫時休憩といたします。

午前11時02分　休憩

午前11時07分　再開

○教育長　それでは、これで定例会を閉会したいと思います。本日はどうも御苦労さまでした。

閉会：午前11時17分